

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県営の厚生住宅に関する条例		
条 例 番 号	昭和 39 年年神奈川県条例第 54 号	法 規 集	第 12 編第 9 章
所 管 部 局 室 課	県土整備部住宅課		
条 例 の 概 要	県営の厚生住宅の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	厚生住宅は、戦後の引揚者住宅が基となって現在に至っている。 厚生住宅は、住宅に困窮する身体障害者、20 歳未満の子を扶養する寡婦その他生活困窮者の生活の安定を図るためのものであるが、同趣旨は別に設置している県営住宅においても達成できるものであり、「厚生住宅」として現状を維持する必要性は認められない。	現存する厚生住宅 木造 1 戸 (昭和 29 年度建設) 既存入居者は、神奈川県 県営住宅条例第 7 条第 1 項の規定により他の県営 住宅への住替えが可能
	有効性  （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	引揚者住宅として建設され法定耐用年数を大幅に経過した厚生住宅を維持することは、県の施策として有効でない。	
	効率性  （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	戦後の引揚者住宅としての機能は、県営住宅で代替できるものであり、法定耐用年数を大幅に超え老朽化した厚生住宅を運営することは、県有財産の高度かつ効率的な利用を図るうえで効率的なものとは言えない。	
	基本方針適合性  （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	住宅に困窮する生活困窮者等の生活の安定を図ることを目的した厚生住宅の設置、管理等に関し必要な事項を定めたものであり、県の基本方針に齟齬をきたすものではない。 また、指定管理者制度を導入しており、「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致している。	
	適法性  （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	本条例は、生活困窮者の生活の安定を図るために建設された厚生住宅の設置、管理等に関する条例であり、憲法、法令の規定に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	<del>改正・廃止を検討する。</del>	厚生住宅に関する規定を神奈川県県営住宅条例に一元化するための廃止を検討する。	
次回見直し予定	—	見直し規定の有無	(有) 無